



2019年3月6日

各位

会社名 **愛三工業株式会社**
代表者名 取締役社長 野村 得之
(コード番号 7283 東証・名証第1部)
問合せ先 経営企画室長 長尾 光宏
(TEL. 0562-48-6215)

当社 韓国子会社の不服申立てに対する判決について

2017年(平成29年)11月6日に公表しましたとおり、当社の韓国子会社 玄潭産業株式会社は、韓国公正取引委員会から、自動車部品の過去の一部取引に関し韓国独禁法に違反する行為があったとして是正命令および課徴金16,821百万ウォン(1,656百万円)の支払命令を受けました。これに対して、玄潭産業株式会社は、事実認定や法令の適用に全面的に異議があるとして、不服申立てを行ってまいりました。

その結果、2018年10月17日、ソウル高等裁判所において、玄潭産業株式会社の主張が認められ、同社に対する是正命令および課徴金支払命令を全て取り消す判決がなされ、韓国最高裁判所の判断により2019年3月4日にソウル高等裁判所の判決が確定いたしました。

なお、2019年3月期連結業績見通しに与える影響は現在、精査中であります。

以上